

## 日本眼科学会利益相反に関する基準の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>V. 利益相反のカテゴリーと内容・基準・公表</p> <p>1. カテゴリー</p> <p>F(Financial Support) 経済的支援： 勤務先組織をとおして、当該の講演もしくは論文発表内容に関して研究費，または無償で研究材料(含む，装置)もしくは役務提供(含む，検体測定)の形で企業*から支援を受けている場合。 (*：企業とは関係企業または競合企業の両者を指す。以下，すべて同じ。)</p> <p>I(Personal Financial Interest) 個人的な経済利益： 当該の講演または論文発表内容に関して，薬品・器材(含む，装置)，役務提供に関連する企業への投資者である場合。</p> <p>E(Employee)： 当該の講演または論文発表の内容に関して，利害に関係のある企業の従業員である場合。</p> <p>C(Consultant)： 現在または過去3年以内において，当該の講演または論文発表の内容に関して，利害に関連する企業のコンサルタントを勤めている場合。</p> <p>P(Patent)： 当該の講演または論文発表内容に関して，特許権を有する場合，または特許を申請中の場合。</p> <p>R： 当該の講演または論文発表内容に関して，薬品・器材(含む，装置)，役務提供に関連する企業から報酬*，旅費支弁を受けている場合。 (*：報酬の対象としては，給与，旅費，知的財産権，ロイヤリティ，謝金，株式，ストックオプション，コンサルタント料，講演料，アドバイサリーコミッティまたは調査会(Review panel)に関する委員に対する費用，などを含む。)</p> <p>N(No Commercial Relationship)： 当該の講演または論文発表内容に関して，上記カテゴリーのすべてに該当しない場合。</p> <p>3. 公表・開示の方法</p> <p>1) 学会発表</p> <p>学会発表は学会期間内に行われる発表すべて(口頭，ポスター，企業との共催セミナーなど)を含む。 本基準の目的である利益相反に関する認識を高め，利益相反に関する公表方法の明確化かつ簡素化として以下の認識のもとに公表を行う。</p>	<p>V. 利益相反のカテゴリーと内容・基準・公表</p> <p>1. カテゴリー</p> <p>F(Financial Support) 経済的支援： 勤務先組織をとおして，<del>当該の講演もしくは論文発表内容に関して</del>研究費，または無償で研究材料(含む，装置)もしくは役務提供(含む，検体測定)の形で企業*から支援を受けている場合。 (*：企業とは関係企業または競合企業の両者を指す。以下，すべて同じ。)</p> <p>I(Personal Financial Interest) 個人的な経済利益： <del>当該の講演または論文発表内容に関して</del>，薬品・器材(含む，装置)，役務提供に関連する企業への投資者である場合。</p> <p>E(Employee)： <del>当該の講演または論文発表の内容に関して</del>，利害に関係のある企業の従業員である場合。</p> <p>C(Consultant)： 現在または過去3年以内において，<del>当該の講演または論文発表の内容に関して</del>利害に関連する企業のコンサルタントを勤めている場合。</p> <p>P(Patent)： <del>当該の講演または論文発表内容に関して</del>特許権を有する場合，または特許を申請中の場合。</p> <p>R： <del>当該の講演または論文発表内容に関して</del>，薬品・器材(含む，装置)，役務提供に関連する企業から報酬*，旅費支弁を受けている場合。 (*：報酬の対象としては，給与，旅費，知的財産権，ロイヤリティ，謝金，株式，ストックオプション，コンサルタント料，講演料，アドバイサリーコミッティまたは調査会(Review panel)に関する委員に対する費用，などを含む。)</p> <p>N(No Commercial Relationship)： <del>当該の講演または論文発表内容に関して</del>上記カテゴリーのすべてに該当しない場合。</p> <p>3. 公表・開示の方法</p> <p>1) 学会発表</p> <p>学会発表は学会期間内に行われる発表すべて(口頭，ポスター，企業との共催セミナーなど)を含む。 本基準の目的である利益相反に関する認識を高め，利益相反に関する公表方法の明確化かつ簡素化として以下の認識のもとに公表を行う。</p>

<p>筆頭講演者は個々の共同演者ともども本基準に基づいて利益相反カテゴリおよび金額のクラス分類，ならびにカテゴリ F, I, E, C, R では企業名に関して別に定める書式により日本眼科学会に報告する。筆頭講演者の報告に基づいて日本眼科学会は別に定める基準に従って公表する。</p> <p>2) 論文発表</p> <p>a. 日本眼科学会雑誌</p> <p>平成 21 年に定めた基準に従って報告，公表を行う。</p> <p>b. Japanese Journal of Ophthalmology</p> <p>国際的に多用されている International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE) の様式に基づいて報告，公表を行う。</p>	<p>筆頭講演者は，抄録提出時に個々の共同演者ともども，別に定める「<u>日本眼科学会における利益相反公表の基準細則</u>」に基づき，「<u>利益相反公表基準該当の有無</u>」を日本眼科学会に報告する。筆頭講演者の報告に基づいて日本眼科学会は当該学会の抄録集において，「<u>利益相反公表基準該当の有無</u>」を公表する。</p> <p>また，筆頭講演者は，個々の共同演者ともども，別に定める「<u>日本眼科学会における利益相反公表の基準細則</u>」に基づき，利益相反カテゴリおよび，カテゴリ F, I, E, C, R では企業名に関して講演スライドまたはポスター内で公表する。</p> <p>2) 論文発表</p> <p>a. 日本眼科学会雑誌</p> <p>連絡責任者は個々の共著者ともども本基準に基づいて利益相反カテゴリおよび金額のクラス分類，ならびにカテゴリ F, I, E, C, R では企業名に関して別に定める書式により日本眼科学会に報告する。</p> <p>連絡責任者の報告に基づいて日本眼科学会は別に定める「<u>日本眼科学会における利益相反公表の基準細則</u>」に従って公表する。</p> <p>b. Japanese Journal of Ophthalmology</p> <p>国際的に多用されている International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE) の様式に基づいて日本眼科学会に報告する。日本眼科学会は，原則として報告のあったすべての企業名に関して公表を行う。</p>
--	---

附 則

5. 本基準は，平成 27 年 10 月 21 日から一部改正し，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

日本眼科学会における利益相反公表の基準細則の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>3. 公表の方法</p> <p>論文：筆頭著者名・共著者名                      カテゴリ，およびカテゴリ F, I, E, C, R では企業名</p> <p>抄録：筆頭演者名・共同演者名                      カテゴリ，およびカテゴリ F, I, E, C, R では企業名</p> <p>講演・ポスター：                      筆頭演者名・共同演者名                      カテゴリ，およびカテゴリ F, I, E, C, R では企業名を 2 枚目のスライドまたはポスター内に明示する。</p>	<p>3. 公表の方法</p> <p>論文：筆頭著者名・共著者名                      カテゴリ，およびカテゴリ F, I, E, C, R では企業名</p> <p>抄録：筆頭演者名・共同演者名  <u>利益相反公表基準該当の有無</u></p> <p>講演・ポスター：                      筆頭演者名・共同演者名                      カテゴリ，およびカテゴリ F, I, E, C, R では企業名を 2 枚目のスライドまたはポスター内に明示する。</p>